**平成２８年（フ）第１１３号**
三重県鈴鹿市郡山町684番地の18、住民票上の住所埼玉県狭山市狭山台４丁目32番地の５
債務者　高橋　優子（旧姓米内山）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第２１５号**
兵庫県姫路市豊富町神谷1644番地４
債務者　藤岡　久志
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２１６号**
兵庫県姫路市豊富町神谷1644番地４
債務者　藤岡美紗子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２３５号**
兵庫県加古川市平岡町土山902番地の６　土山ヤングコーポ102号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府911番地の16
債務者　門園　真弓
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２５４号**
兵庫県加古郡播磨町古宮145番地の43
債務者　藤本佐知子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第１２８号**
奈良県天理市田部町202番地　甲賀詰所
債務者　村平　充弘
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
奈良地方裁判所

**平成２８年（フ）第６０号**
奈良県橿原市五井町71番地の７　ガーデンハイツ倉ノ林Ⅱ101号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦26番地５
債務者　橋口　和徳
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２８年（フ）第１９１号**
広島市西区草津東１丁目７番２－404号
債務者　大平　潔美（旧姓大脇）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３１０号**
広島市西区福島町２丁目９番５－507号、住民票上の住所広島市西区南観音３丁目６番13－303号
債務者　合**原**　裕樹
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４０７号**
広島市西区草津新町２丁目19番７号タウニー国川201号、住民票上の住所北九州市小倉北区金田１丁目１番２－1202号
債務者　宮崎　文博
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４５６号**
広島市佐伯区五日市４丁目16番１－105号
債務者　加藤　直子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３７号**
広島県尾道市東則末町２番22号、住民票上の住所広島県尾道市防地町８番５号
債務者　大田垣真由美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２８年（フ）第４５号**
広島県尾道市瀬戸田町林1337番地
債務者　松谷　孝則
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２８年（フ）第１８９号**
愛媛県松山市束本１丁目３番15号　コーポ束本203号
債務者　橋本　龍範
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３３号**
愛媛県今治市延喜甲197番地12、前住所愛媛県今治市立花町４丁目２番20号
債務者　村上　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２８年（フ）第５号**
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永687番地１
債務者　岡本百合子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２８年（フ）第２８号**
愛媛県宇和島市寄松甲183番地
債務者　清家　昭彦
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部